

中国国家知識産権局 (SIPO) における 人材育成について

国際課地域政策第一班長 松本 要

1. はじめに

いきなりであるが、結論を先に述べる。

①中国の知的財産政策における人材育成の位置づけ：

知財人材育成は中国の国家レベルで非常に重きが置かれており、審査官増員や研修体制の整備は急ピッチで進んでいる。結果、審査処理の遅延は大幅に解消されている。

②中国の審査官育成の実態：

実際に参加した中国国家知識産権局（以下、SIPO）での新人研修は、「講師と研修生のインタラクティブ性の高さ」、「講師育成の重視」に特徴あり。人材に対して数だけでなく質も向上させようとする意志が伺える。

③今後の懸念：

しかし、やはり新人審査官の「大量採用」への対応については大きな懸念がある。「歴史・経験の浅さ」を如何にして埋めるかも課題。新たな課題として、「地域差（立地の異なる審査部門間の違い）」が生じる可能性もある。

これらは筆者の私見であり、読者諸賢がお持ちの中国知財に対する認識と異なる点もあるかもしれない。何らかの違和感や疑問を持たれた方は、是非拙稿をご覧ください、ご意見等いただければ幸いです。

2. 中国における知財人材育成政策

2.1 背景

世界経済が苦闘を続ける今日にあって国際的な存在感

を年々高めてきた中国経済にも、いよいよ翳りが見え始めてきたと言われているが、知的財産に関する統計指標は、依然として右肩上がりを示している。例えば、昨年、SIPOに出願された特許（発明特許）出願件数は52.6万件となり、我が国に続き米国をも抜き去って世界一となった。実用新案（実用新型特許）や意匠（外観設計特許）の出願件数も膨大な件数となっており（実用新案：58.5万件、意匠：52.2万件／2011年）¹⁾、さらに、中国政府の試算によれば、2015年には特許75万件、実用新案90万件、意匠85万件と想像もつかない件数に膨れあがることが予想されている²⁾。

これは、中国市場がグローバル企業やこれに対抗する地元企業の主戦場と化したことに加え、豊富な人材の活用と中国市場への商品の最適化を図る為に、先を争ってR&D拠点を設立している³⁾ことが理由として挙げられる。それ以上に、中国企業の内外国における権利取得促進が国策とされ、国や地方政府から多額の補助金が投入されている⁴⁾ことが大きな要因であろう。昨年のPCT国際出願において中興通迅（ZTE）がパナソニックを抜いて出願件数1位、華為技術（Huawei）が3位となった⁵⁾ことは記憶に新しい。

無論、出願内容の質を無視して出願件数のみからその国や企業の技術開発力や知財保護の進展度を測ることは適切でない。しかし、少なくとも、出願するには多くの場合専利代理人（弁理士）の助力が必要であり、審査請求された出願は審査官によって審査されなければならない、権利が付与されればこれを活用する人材や急増する知財紛争⁶⁾を処理する法曹人材も必要となるということ、また、未だに模倣品大国の汚名を払拭できておらず⁷⁾、模倣品対策に関わる人材も今後一層必要となることを考慮すれば、紛れもなく「知財人材大国化」の道を歩んでいるといえよう。

1) ジェトロ北京 China IP News Letter 2012年2月1日号 (N0.158)

2) SIPO 専利審査業務“十二五”計画 一.序言

3) ジェトロ北京「中国におけるR&Dと知財保護の現状」2007年1月

4) ジェトロ北京 平成21年度特許庁委託事業「中国の知的財産における助成・奨励政策」2010年3月

5) ジェトロ北京 China IP News Letter 2012年4月1日号 (N0.160)

6) 特許庁「国際知財戦略」6頁【中国の特許・実用新案出願件数と訴訟件数】2011年2月

7) 特許庁「2011年度模倣被害調査報告書」2012年3月

2.2 政府発表資料にみる知財人材育成政策

では、中国の知的財産政策において、人材育成はどの程度の比重がおかれているのであろうか。近年の政府発表資料から読み解いてみたい。

(1) “十一五”（第十一次五カ年計画：2006～2010年）（2006年）

「国民経済と社会発展第十一次五カ年計画綱要」（いわゆる第十一次五カ年計画）では、第一章の「小康社会の全面的な建設」、第二章の「科学的発展観の全面的徹底実践」等において、中国独自のイノベーションを意味する「自主创新」が掲げられ、第27章第四節では、専利、商標、版權等の知財保護強化と知財サービスの発展について直接言及された。なお、「科学的発展観」は「人を基本」とすることをうたう、胡錦濤指導部を代表する方針である。

SIPOでは、これに基づき人材育成について「知識産権⁸⁾ 人才⁹⁾ “十一五” 計画」をとりまとめた。この計画は、知財人材育成に特化した初の国家政策である¹⁰⁾。知財法専門家や地方政府¹¹⁾、企業知財部門、専利代理人等の育成強化や知財教育の強化が示されるとともに、専利審査官について、2010年までに5100名という具体的な増員数を含む目標が設定された。また、百人のハイレベルな知財専門家（指導者、学者等）育成、千人の知財専門人材（SIPO職員、地方政府知財局職員等）育成、一万人の知財人材（代理人、企業、教育機関、研究者等）育成のための研修機会の提供を図る、2007年～2010年百千万知財人材プロジェクトが策定された。

(2) “国家知識産権戦略綱要”（2008年）

「国家中長期科学技術発展規画綱要」（2006年）に基づき公布された、中国版「知的財産戦略大綱」であり、知財について初めて國務院から公布された国家戦略である。その詳細は、本誌の過去の記事¹²⁾に譲り、人材育成についてみれば、9つの「戦略措置」の7番目が「知財人材の育成」とされ、具体的な目標として、知財人材バンク等のプラットフォームの構築、知財学科の設置と知財学位授与機構の設置の推進、知財研修の対象拡大（党・政府幹部、企業の管理職、専門技術者、文学芸術の創作者、教員等）、知財人材流動化に関する制度整備（評価システムなど）が示された。他の戦略措置の中でも国費留学者の知財系科目

受講指導や海外専門家の招聘が挙げられている。さらに、この綱要に基づいて2010年にSIPOで策定された「全国専利事業発展戦略（2011～2020年）」では、より具体的に人材育成について言及され、2015年までに審査官数を9000名とし、専利代理人を10000名とする目標が掲げられた。

(3) “十二五”（第十二次五カ年計画：2011～2015年）（2011年）

昨年公布された第十二次五カ年計画では、より具体的に知財に言及。第十五章「生産性サービス業の発展加速」において知財と技術移転サービスの強化が、第二十七章「科技创新能力の増強」において、知財制度の改善、知財権の創造、利用、保護と管理、法執行の強化、中国独自の知財権と技術標準の採用奨励が示された。これに基づいてSIPOや科技部、商務部、工商局、版權局等が共同で策定した「国家知識産権事業発展“十二五”計画」では、4つの主な目標の一つである「知財人材の安定的発展」において、2015年までの目標として、知財権の審査及び登録をめぐる人材面の競争優位の確立、知財サービス業就労人口の約1万人増加等が示された。また、“十二五”に先だって國務院から公布された「国家中長期人才發展計画綱要（2010～2020年）」においても、国家の10の重大政策の一つとして、「知財保護政策を実施する人材」が金融や経営、農業、産研学人材政策と並び取り上げられた。そして、これらをさらに具体化したSIPOの計画である「知識産権人才“十二五”計画」では、①2011年～2015年百千万知財人材プロジェクト、②知財研修基地建設プロジェクト、③知財人材情報化プロジェクト、④知財行政管理・執行人材研修計画、⑤専利審査人材能力向上計画、⑥企業知財人材開発計画、⑦知財サービス業人材支援計画、⑧リーダーの育成計画、⑨知財教育者人材育成計画、の9つのプロジェクトを推進することとされている。また、SIPO内における人材育成として、「専利審査業務“十二五”計画」において、経済・科学技術政策のバックグラウンドを有する人材の採用、リーダー、ハイレベル、中堅人材など、人材タイプ別の育成や、審査業務の国際交流による人材育成の推進等の具体的施策がとりまとめられている。

以上のように、「自主创新」を最重要国家戦略と位置づける中国政府において、知財人材育成の重要性は、少なく

8) 「知識産権 (知识产权)」は「知的財産権」を意味する。

9) 「人才」は、用法としては日本語における「人材」(Human Resources) にほぼ対応するが、文字通り「才能」の意味も持つ。中国語における「人材」もほぼ同義だが「人才」となる前の「材料」というニュアンスを持ち(百度百科より)、あまり一般的でないようである。なお、我が国の知財推進計画では、2011年あたりから「人材」に代えて「人財」(Human Capital) を主に採用している。

10) ジェトロ北京 平成20年度特許庁委託事業「中国知財教育の現状調査報告書」2009年3月p.3

11) 中国の地方政府は知財保護の行政執行権(侵害の取り締まりなど)を持つ。

12) 黒瀬雅志「中国『国家知的財産権戦略綱要』の理念と第三次特許法改正」特技懇253号p.26-40

とも発表資料上では国家レベルで認識されているといえよう。

2.3 知財人材育成政策の成果の一例

しかし、政府発表での目標は往々にして「画に描いた餅」となりがちである。ここでは、特に特許審査に関する統計に注目して、知財人材育成の成果について見てみよう。

(1) 審査官数の増員

図1は、日米欧中韓の五大特許庁における特許審査官数の推移を示した図である。計画どおり、中国では毎年特許審査官を着実に増員しており、既に我が国特許庁や欧州特許庁の人数よりも多くの審査官を擁するようになった。既に述べたように、2015年には9000名にまで増員するとされており、予定どおり実施されれば、米国特許商標庁と1、2位を争う巨大特許庁に成長することとなる。なお、図1の審査官数のうち、SIPO本局の審査官数は2006年に1500名弱、2010年に2000名強であり¹³⁾、その他はSIPO専利局直属単位¹⁴⁾である「専利審査協作中心」(2001年創設)で採用された審査官である。この組織については4.で後述する。

(2) 審査処理件数の増加

図2は、SIPOにおける最終審査件数と最終審査期間を示した図である。審査官を増員した結果、年間の処理件数も急増しており、出願が急増しているにもかかわらず、最終審査期間はむしろ短くなり、近年は一定に抑制されている。審査待ち期間(FA)は平均12.5月程度(2009年、ただし「実体審査段階へ移行してからFAまでの期間」であり初歩審査(方式審査)等の期間は含まない)といわれており¹⁶⁾、我が国よりも審査処理が早いケースも多いといえよう。これは、在中日本人知財関係者や中国の審査官等から筆者が実際にヒアリングした内容とも合致する。

3. SIPOにおける審査官育成の実態

中国における知財人材育成政策では、まず「数」を充実させ、一定の成果を収めている様子を見てきた。しかし、人数が揃っても育成が追いつかず、出願内容や審査の「質」

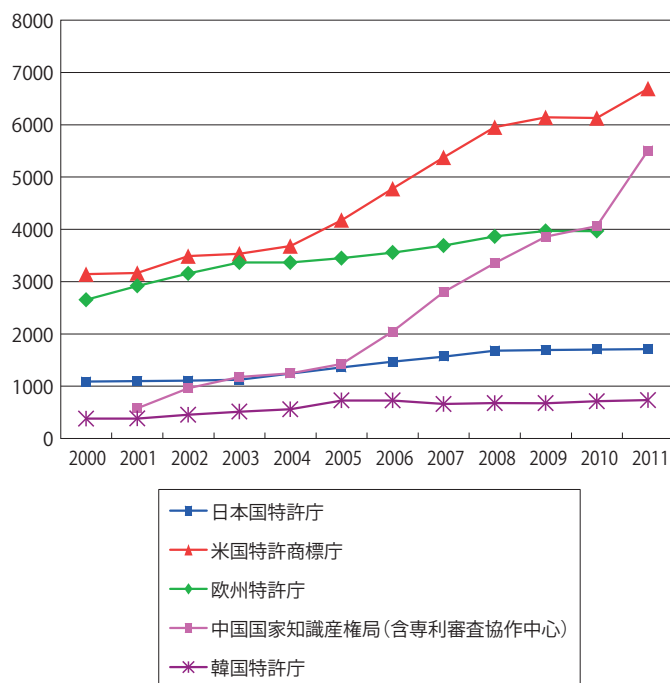


図1 五大特許庁における審査官数の推移¹⁵⁾

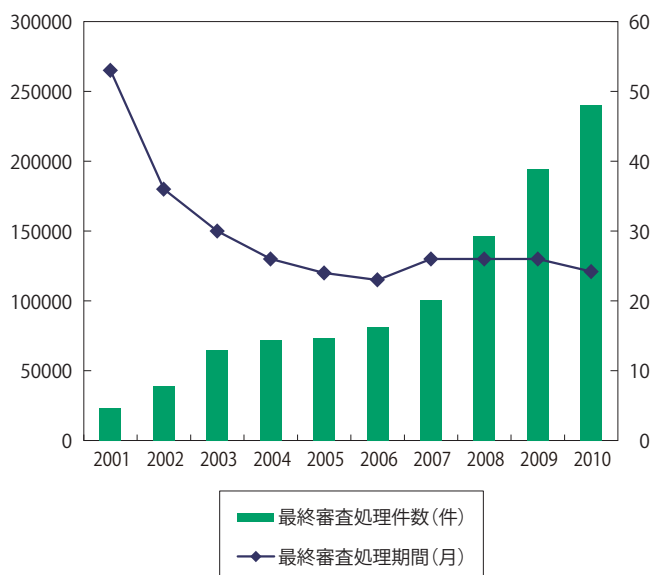


図2 SIPOにおける審査処理件数及び要処理期間¹⁷⁾

13) 2010年国家知識産権局年報 第四章 p.46

14) 「直属(事業)単位」とは、国家行政機関の傘下に設けられる非営利組織で法人格を持つ。審判部に当たる専利復審委員会も直属単位の一つである。

15) 知的財産戦略本部 知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会(第8回)資料1 p.27より抜粋

16) 谷山稔男「中国知的財産制度における最新状況」特許研究No.50 2010年9月 p.69

17) 2010年国家知識産権局年報 第四章 p.46

が低い水準であるとすれば、適切な知財保護が行われているとは到底言えない。

ここでは、特にSIPOの審査官について、どのようなバックグラウンドを持ち、実際にどのように「育成」されているかについて、簡単な紹介をしたい。

3.1 SIPO 審査官の採用

SIPOの審査官になるには、共通の国家公務員試験¹⁸⁾を受験した後、SIPOが行う専門試験(専門分野の英文翻訳)と面接、身体検査を受けることとなる¹⁹⁾。採用計画²⁰⁾は、公表段階で既に各部署(審査室)毎に採用予定数、求められる専門性や学位、政治思想(共産党員である必要があるか否か)、職歴、語学能力等が細かく指定されており、他の国家機関も同様の採用計画を公表するため、就活者はこの計画を見て応募する。2012年度の一例で言えば、「募集対象:専利局化学発明審査部材料化学審査室の審査官、業務:無機発光材料領域の特許審査、試験区分:省級以上総合管理類、募集人数:1名、専門:無機発光材料、学歴:修士以上、政治思想:不問、職歴:二年以上、英語:大学英语六級合格又は成績425点以上」などである。政治思想を問うあたりはいかにも中共といったところであるが、SIPOでは、共産党員である必要があるのは人事部程度であり、審査官は基本的に不問のようである。また、SIPOの審査官は、2010年採用者までは新卒採用がメインであったが、2011年、2012年は職歴が2年以上であることが必須の条件となっている²¹⁾。

採用が決まると、氏名と卒業大学又は前職がウェブサイトに掲載される。現時点で2007年以降の採用者が掲載されており、様々な大学や企業から幅広く採用されていることが分かる。

3.2 SIPO 審査官の研修

(1) 中国知識産権培训中心(CIPTC) 概要

SIPOの研修は、新人研修をはじめとして、SIPOとは別の場所に立地している中国知識産権培训中心(以下、CIPTC)で行われ

ている。この組織は、1997年に設立されたSIPOの直属単位であり、審査官だけでなく、専利代理人、出願人、地方知識産権局職員、地方政府幹部、裁判官、教育機関、東南アジアや中東アフリカ諸国の知財関係者等も対象として研修を行っている。ウェブサイトではeラーニング²²⁾を無償提供している。また、各国の研修機関やロースクールと提携して海外研修のとりまとめも行っている。我が国の工業所有権情報・研修館も、日中の知的財産人材育成の協力強化を図るべく、CIPTCと「知的財産人材育成協力」の覚書を締結している²³⁾。なお、各研修計画は、SIPOの人事教育部が主体となって構築しているとのことである。

北京北西部、SIPOから車で30分程度の郊外に位置する施設には、大・小教室が16室(うち130人以上の教室が3室、最大300名収容)、宿泊施設160室の他、図書館、食堂、プールやボウリング場、バスケットコート、卓球台等のレクリエーション施設などが設けられており、東村山の経済産業研修所を一回り大きくしたようなイメージである。

(2) 入局後の研修課程

採用された新人は、4ヶ月の座学研修と試験、指導審査官の下で審査を行う18ヶ月のOJT期間を経て、審査官として独り立ちすることになる。なお、試験は筆記試験のほか、事例案件について拒絶理由通知等を起案し、試験官の



図3 CIPTCの施設外観

18) 厳密にはSIPOは「国务院系統参照公務員法管理事業単位」であるが、試験は共通。

19) SIPOウェブサイト 国家知識産権局2012年度人員招考録用公告より。

20) 2012年度採用計画表 <http://www.sipo.gov.cn/tz/zp/201110/P020111013517806422189.xls>

21) SIPO本局であり、専利審査協作中心は今も新卒採用も行っている。

22) <http://elearning.ciptc.org.cn/public/index>

23) METIプレスリリース「日中で「知的財産人材育成協力」の覚書を締結～日中の知的財産人材育成の協力強化へ～」2009年9月14日

前で研修生がプロジェクタを用いたプレゼンテーションを行う試験もあるとのことである。審査官となった後は、インターンシップや語学研修の機会などが与えられ、海外ロースクールなどへの留学のチャンスもある。また、海外ロースクールと提携して国内でも海外講師による研修機会を提供している²⁴⁾。

我が国と大きく異なる点としては、PCTと審判が挙げられる。SIPOの審査官がPCT案件を担当するためには、審査官として原則3年以上の経験を積み、かつ試験(法律、検索、英語要約作成)に合格し、さらにPCT案件処理のための研修を受講する必要がある。

また、我が国の審判部に相当する専利復審委員会の審判官も志願制であり、同様に審査官として3年以上の経験を積んだ後、試験をクリアすることで審判官となる。審判官になった後は、北京大、人民大、政法大等の夜間課程に約2年半通うことで法律の学位を取得することが可能であり、審判官のうち6割強は法律のバックグラウンドを有する。また、最高法院、北京高級法院、北京第一中級法院等との法律検討会議、地方政府や地方の人民法院との学習交流や人事交流等も行われている。

(3) 新人研修の実態

筆者は、昨年7月、五庁審査官相互派遣研修の一環で、SIPOが実施する研修に参加する機会を得た。この研修は今回で3回目²⁵⁾であるが、今回からは期間が二週間に延長され、新たなカリキュラムとして、SIPOの新人審査官研修に同席する機会が提供された。ここでは、SIPOにおける人材育成の実態を垣間見るべく、その内容を紹介したい。

筆者がJPOの同僚2名、EPOの2名、KIPOの1名とともに参加した研修は、2011年に採用された19名の新人審査官(実用新案審査官も含む)を対象とするものであり、当然ながら中国語で行われた。講義のテーマは、①専利法第26条第3項(実施可能要件)、②専利法第26条第4項(明確性)、③専利法第31条第1項(単一性)の三コマであり、それぞれ、午前8時半から午後4時半までほぼ丸一日を費やして行われた。

座学、というと講師が前に立ち、多くの研修生が講師を向いてずらりと座る、という印象があるが、ここでは研修生を1グループ5人程度の4グループに分けて島状にテーブルを配置し、機会に応じてグループ内で討論させる、というスタイルが採用されていた。

研修資料には、条文、立法趣旨、審査指南(審査基準)



図4 新人研修の様子

による法律解釈の説明に加え、数多くのクイズ形式の事例が用意されており、講師はプロジェクタを用いて審査指南等を説明しつつ、その合間合間で各事例についてグループ内で討論させ、その結果を各グループの代表者に発表させて議論させ、その後講師による講評を行う、という流れが繰り返された。例えば、「実施可能要件」の講義では5つ、「単一性」では6つ、「明確性」では実に33の事例について、一つずつ討論された。最後には、事例について全員にその場で起案をさせ、これについてさらに討論を行い、講師がモデル回答を説明して講義が終了した。研修終了後も、講師の回りには研修生が質問の列をなしていた。

講師は常に各グループ間を歩き回り、研修生に質問を投げかけては回答させる手段を採っており、研修生からも気軽に質問しやすい雰囲気が形成されていた。また、研修生同士が意見をぶつけ合ってヒートアップするなど、真剣に受講する姿が見られた。プロジェクタで映し出される資料の内容は研修生には配布されておらず(我々のみ配布された)、基本的にテキストは法律と審査指南自体であり、スクリーンや講師、同僚の発言に集中力が向けられていた。なお、全ての研修生に温かいお茶が用意される点は中国的である。

このように、SIPOの座学研修は、講師による一方的な講義ではない「インタラクティブ性の高い」講義であるという印象を強く持った。JPOの研修でも、案件を用いた事例演習は少人数制でインタラクティブに行われていると言えるが、法律や審査基準などの座学の講義については、参考になるところがあるのではないだろうか。

24) CIPTCウェブサイトによれば、2012年は米国のJohn Marshall Law School (Chicago)、Benjamin N. Cardozo School of Lawと提携して修士課程の講義を数ヶ月間提供。

25) 前回については、浜田 聖司「SIPOで行われた五庁審査官相互派遣研修の紹介」特許懇262号、p.11-14を参照されたい。今回追加された新人研修と天津知識産権局訪問以外はほぼ同じ内容であった。

(4) 研修講師

CIPTCの研修で特筆すべきもう一つの点は、「講師育成の重視」である。(3)で述べた新人研修の講師は、いずれも2003～2004年に入局した比較的若い審査官で、2008～2010年から研修を担当している。しかし、講義の進め方や時間配分は適切であり、発声も明瞭、また、全員の研修生の顔と名前を覚え、研修生の発言を促すとともに研修生同士を議論させるように導く能力も高く、頻繁に出る質問にも即座に回答するなど、十分に訓練されていた。我々五庁研修生向けのみに行われた他の講義の講師は、彼らよりも経験豊富な講師が担当しており、講師陣はかなり層が厚いようである。例えば、PCT関連の講義を行うことができる講師(講師の試験だけでなく上述のPCTの試験をクリアし、さらにPCT以外の講義経験を有する者のみ担当可能)は23名所属しているとのことである。

このような講師陣はどのように形成されたのであろうか。まず、SIPOの講師は志願制であり、面接、模擬講義等の試験をクリアする必要があることが挙げられる。また、合格後も直ちに講義を持つわけではなく、先輩講師の講義を研修生と共に聴講して講義の進め方を学んだ後、ようやく一人前の講師となる。この結果、非常にモチベーションの高い講師が教壇に立つこととなる。このような「講師を育成する」という概念は、JPOも一考に値しよう。

4. 今後の懸念事項

4.1 「専利審査協作中心」とは

2001年、SIPOは、専利局直属単位として「専利審査協作中心」を北京に設立した。この機関は「自収自支」、すなわち独立採算の元、実体審査(PCT国際調査・国際予備審査含む)を行う、SIPOの審査部門の一つである。専利審査協作中心の審査官はSIPOが実施する筆記試験・面接等を経て採用され、SIPO本局の審査官と同内容の研修を受講する。また、SIPO本局の審査官と同様、経験を積み試験をクリアすれば、PCT審査官や専利復審委員会(審判部)の審判官になることも可能である。

近年採用される審査官の多くは、この専利審査協作中心で採用されており(図5)、大量増員はこれに依るところが大きい。これまでは北京のみに設立されていたが、2011年になり、蘇州に「専利審査協作江蘇中心」、広州に「専利

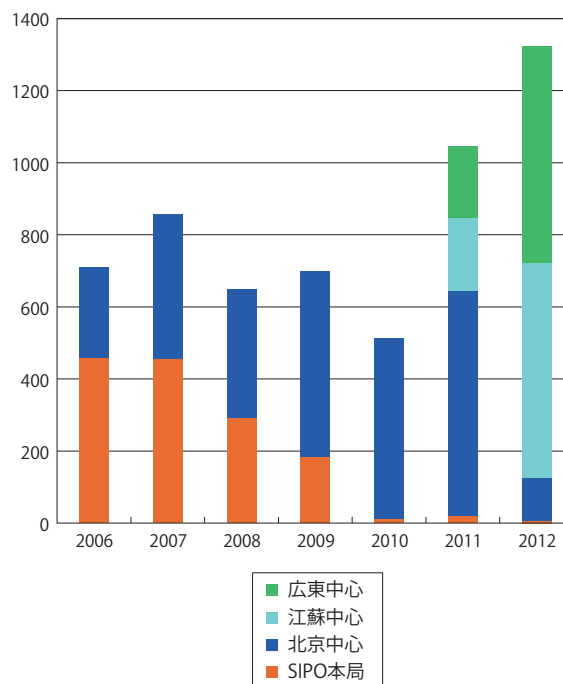


図5 SIPO本局及び専利審査協作中心の新特許審査官採用計画数の推移²⁶⁾

審査協作広東中心」が新設され、今年から審査実務を開始した。これらの新設の専利審査協作中心は、2015年までにそれぞれ約2000名規模^{27)・28)}の審査官を擁することを目標としており、さらに、河南省鄭州²⁹⁾や福建省³⁰⁾、河北省天津³¹⁾にも設立を計画しているとのことである。2.3(1)で述べたとおり、SIPO本局には2010年に2000名強の特許審査官が在籍しているが、図5の採用傾向からみて、SIPO本局は今後も同程度で推移し、2015年の9000名のうち7000名は、各地の専利審査協作中心の審査官となることが予想される。3.1で述べたように、近年のSIPO本局の採用が職歴を有する者のみであることを鑑みれば、SIPO本局の審査官は各専利審査協作中心に対して指導的立場となることが期待されているのかも知れない。

4.2 大量採用への対応

このように、審査官が各地に分散して大量に採用される状況下、予見性のある質の高い審査を望むには相当高

26) 各ウェブサイトの招聘公告より。なお、広東中心は2011年～2012年で800名採用予定とのことであるが、2011年に200名、2012年に596名採用する江蘇中心とほぼ同じであるとして、2011年と2012年に振り分けた。
 27) 専利審査協作広東中心ウェブサイト <http://www.sipo-psc.com/View/StaticView.aspx?code=1>
 28) 専利審査協作江蘇中心ウェブサイト <http://www.sx-gd.org.cn/onepage-1.html>
 29) SIPOウェブサイト http://www.sipo.gov.cn/dfzz/henan/xxdt/ywdt/201205/t20120511_689569.htm
 30) 福建省政府ウェブサイト http://www.fujian.gov.cn/zwgk/zfgzdt/szfldhd/201202/t20120221_451237.htm
 31) 天津知財局ウェブサイト http://www.tjipo.gov.cn/zxbd/ldxz/gywj/201204/t20120411_31360.html

いハードルを越えなければならないことが容易に想像される。3.2で述べたようなインタラクティブな討論形態の講義は、SIPO本局での新人採用数が少ないからこそ可能である。事実、SIPO本局でも大量採用していた時代は、上述のようには行えず、1クラス100名前後の講義形式で行っていたとのことであった。現在では、専利審査協作中心でもできるだけ同じスタイルを採るよう努力していると聞いているが、仮に全ての新審査官に等しく同等の研修を施そうとすれば、高いレベルの専任講師を早急に数多く養成する必要があり、困難を伴うであろう。また、いかに講師のレベルが高かろうとも、審査レベルは座学のみによって向上するわけではなく、日々の審査におけるベテラン審査官等の指導や協議を通じて、その経験や深い考察に裏付けられた知見が引き継がれていくものであるが、歴史の浅い専利審査協作中心においてはこの欠如が大きなハンデとなるであろう。また、北京、江蘇省、広東省……と地理的に分散することで、組織間での意見交換が不十分となり、同じ技術分野であっても異なる判断傾向が生じる可能性も否定できない。実際、SIPO本局と北京中心との間でも人材交流がそれほど多くないことから、このような問題が既に発生していると耳にした。今後、SIPOが、この非常に大きな課題にどのような対処していくのか、注目に値する。

5. おわりに

筆者は、2008年から2009年にかけて北京の清華大学に留学していた。当時はオリンピックイヤーであったこともあり、昂揚する人々と尋常でない開発のスピードを目の当たりにする一方で、郊外に不気味に乱立するマンション群などに、えも言われぬ危うさを感じていた。あれから四年、リーマンショックの波及や上海万博後など、つねにバブル経済崩壊の危機がささやかれては乗り切ってきた中国経済であるが、今年10月の指導部交代を控え、そろそろ正念場を迎えようとしている感がある。

知財の世界についても、近年の急激すぎる出願件数の増加は、やはりバブル的危うさを感じざるを得ない。中身のない出願は何の経済効果も生まないばかりか、監視負担や先行技術調査の負担、中国においては無駄な補助金負担も発生させる。“十二五”で件数を明記した2015年までは今後も増加し続ける可能性が高いが、その後は未知数である。

一方、知財保護体制については、本文中で述べた状況の他、専利法の改正、日中PPHの試行プログラムの開始、五庁の取組の深化など、特にSIPOが担当する権利取得の面では着実に進歩してきた。もちろん、地方政府が絡むエンフォースメントの問題はまだまだ大きいのが、国全体の方角性としては知財保護強化を進めようとしていると見て良

いだろう。本稿では、審査官育成に重点をおいて紹介したが、政策で示された専利代理人や知財マネジメント人材、知財教育等、知財に関わる総合的な人材育成についても、その動向をウォッチしていきたい。

一度構築されたインフラは、メンテナンスさえ怠らなければ、仮に経済が少々傾いたとしても機能し、危機を乗り越えて次の段階へ進むための礎となる。知財インフラのメンテナンス、つまり、今号のテーマである「人材育成」は、今後の中国の知財保護において最も重要なキーワードとなるに違いない。そして、それは我が国においても同様である。

profile

松本 要 (まつもと かなめ)

平成13年4月 特許庁入庁(特許審査第三部金属加工)
平成19年1月 国際課総括係長
平成20年7月 清華大学(中国北京)留学(訪問学者)
平成21年7月 総務課情報技術企画室情報技術調査係長
平成23年1月 特許審査第三部無機化学
平成24年7月 国際課地域政策第一班長